

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 8 年 2 月 27 日

山形県知事

殿

申請者

〒108-0075

住所 東京都港区港南一丁目8番15号

文書管理簿入力	—
集計表入力	✓
システム入力	
立入検査予定	

氏名 日本貨物鉄道株式会社

代表取締役 犬飼 新

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 050-2017-4047

FAX 050-2017-2542

E-メール トリス

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

別紙「特別管理産業廃棄物収集運搬業許可品目一覧」のとおり(積替え・保管を含まない)

事務所及び事業場の所在地

事務所① 〒990-2161 日本貨物鉄道株式会社 山形営業所  
山形県山形市大字漆山字ニツ段2111番6

電話番号 023(687)5855

② 〒998-0063 日本貨物鉄道株式会社 酒田港駅

山形県酒田市南新町二丁目7番37号

電話番号 0234(22)7244

電話番号

E-メール トリス

事業場 〒998-0063 日本貨物鉄道株式会社 酒田港駅

山形県酒田市南新町二丁目7番37号

電話番号 0234(22)7244

事業の用に供する施設の種類の数量

別紙「事業計画の概要を記載した書類」のとおり

積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管の上限及び積み上げることのできる高さ

該当なし



※事務処理欄

担当者連絡先

氏名  
住所

電話番号

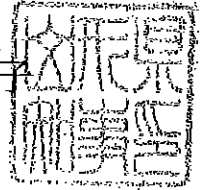
(日本産業規格 A列4番)

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号  
日本貨物鉄道株式会社  
代表取締役 犬飼新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 3 年 4 月 22 日

許可の有効年月日 令和 8 年 3 月 27 日

- 1 事業の範囲  
(別表1のとおり)
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし
- 3 許可の条件  
なし
- 4 許可の更新又は変更の状況  
平成13年 3月28日 許可  
平成18年 4月28日 許可の更新  
平成21年 3月 5日 事業範囲の変更許可  
平成23年 5月13日 許可の更新  
平成28年 5月12日 許可の更新  
令和 3年 4月22日 許可の更新  
令和 4年 6月24日 代表者の変更
- 5 積替え許可の有無 存  無
- 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
1	令第1号	○	廃油 (揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)									
2	令第2号	○	廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの)									
3	令第3号	○	廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの)									
4	令第4号		感染性廃棄物									
5イ	令第5号イ	○	(廃PCB等)									
5ロ	令第5号ロ	○	(PCB汚染物)									
5ハ	令第5号ハ	○	(PCB処理物)									
5ニ	令第5号ニ		(廃水銀等)									
5ト	令第5号ト	○	(廃石棉等)									
5	令第5号ホ、へ及びビチ〜ル	枝番	a	b	c	d	e	f	g	h		
		枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	紙さい	ばいじん	指定 下水汚泥	
1			アルキル水銀化合物									
2			水銀又はその化合物		○		○	○			○	
3			カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
4			鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
5			有機燐化合物		○		○	○			○	
6			六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	○	
7			砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
8			シアン化合物		○		○	○			○	
9			PCB								○	
10			トリクロロエチレン		○	○	○	○			○	
11			テトラクロロエチレン		○	○	○	○			○	
12			ジクロロメタン		○	○	○	○			○	
13			四塩化炭素		○	○	○	○			○	
14			1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○			○	
15			1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○	
16			シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			○	
17			1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○			○	
18			1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○			○	
19			1, 3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			○	
20			テウラム		○		○	○			○	
21			シマジン		○		○	○			○	
22			チオベンカルブ		○		○	○			○	
23			ベンゼン		○	○	○	○			○	
24			セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	○	
25			1, 4-ジオキサン									
26			ダイオキシン類									
27												
28												
29												
30												
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん									
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの									
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び当該汚泥を処分のため処理したもの									
9	令第9号		ばいじん (集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る)									

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第1号を意味する。

【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「」は取り扱うことのできないものを示す。